

鳥取市権利擁護支援センター運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市権利擁護支援センター運営支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域福祉権利擁護の推進を目的に組織されている鳥取市権利擁護支援センター（以下「センター」という。）の運営に要する経費を補助することにより、事業の円滑な運営の推進を図り、もって本市の権利擁護の推進を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談受任及び申立支援事業
- (2) 成年後見受任者に対する支援事業
- (3) 市民後見人の養成及び育成事業
- (4) 法人後見受任事業
- (5) 権利擁護に関する支援を推進させるためのネットワークの構築及び活動事業

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、センターを運営する者とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除く。

- (1) 報酬
- (2) 賃金
- (3) 共済費
- (4) 報償費
- (5) 旅費

- (6) 需用費
- (7) 役務費
- (8) 使用料及び賃借料
- (9) 備品購入費

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第8条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、5月31日までに行わなければならない。なお、交付申請時には、当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による本補助金の実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日までに行わなければならない。なお、実績報告時には、当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市権利擁護支援センター運営支援事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。